

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、職員が公務のため旅行した場合支給する旅費について定めることを目的とする。

### (旅費の区分)

第2条 旅費を区分して、管外旅費および館内旅費とする。

### (管外旅費)

第3条 公務のため市外に旅行した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。
- 3 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 6 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額により支給する。
- 7 日当は、旅行中に日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

### (管内旅行)

第4条 公務のため市内に出張した場合には、当該職員に対し鉄道賃、車賃の実費額を支給することができる。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情に困り最も経済的な通常の経路および方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

第6条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、急行料金、座席指定料金による。

- 2 急行料金は、当該料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合で、次の各号の一に該当するときに限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

- 3 座席指定料金は、当該料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合で、片道100キロメートル以上のときに限り支給する。

第7条 船賃の額は、旅客運賃および特別船室料金による。

第8条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第9条 車賃、日当、宿泊料および食卓料の額は、別表第1の定額による。

第10条 別表第2に定める地域への公務のための旅行については、宿泊した場合を除き、その日当は支給しない。

第11条 鉄道賃、船賃、航空賃または車賃は、一旅行毎にその経路を合算して支給する。ただし、通算上1キロメートル未満の端数を生じたときは切り捨てる。

第12条 旅行者が同一地に滞在する場合における日当および宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の1割、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による。

第13条 1日の旅行において日当または宿泊料について、定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。

第14条 上級者（会長等役員を含む。）に随行して宿泊を要する2日以上の出張をする場合の旅費（日当を除く。）の計算は、必要に応じ当該上級者と同額の旅費を支給する。  
（旅費の調整）

第15条 会長は、第3条および第4条規定により支給する旅費につき、あきらかに調整を要する場合は必要な調整を加えて、支給しなければならない。  
（旅行命令）

第16条 旅行は会長もしくは、その委任を受けた者の旅行命令または、旅行依頼によって行わなければならない。

付 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年10月1日から適応する。

付 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第9条関係）

| 区 分               | 車 賃<br>(1キロメートルにつき) | 日 当(1日つき) |         | 宿 泊 料<br>(1夜につき) | 食 卓 料<br>(1夜につき) |
|-------------------|---------------------|-----------|---------|------------------|------------------|
|                   |                     | 宿泊を伴わない出張 | 宿泊を伴う出張 |                  |                  |
| 事 務 局 長<br>その他の職員 | 37 円                | 1,200 円   | 1,600 円 | 13,500 円         | 1,600 円          |

別表第2（第10条関係）

| 都 県 名 | 地 域  |
|-------|--|
| 東京都   | 島しょを除く東京都全域  |
| 埼玉県   | 川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市<br>和光市、新座市、富士見市、上福岡市および日高市<br>入間郡全域、比企郡都幾川村および比企郡玉川村 |
| 神奈川県  | 相模原市、大和市および座間市、津久井郡全域  |
| 山梨県   | 北都留郡全域   |